

○研究倫理協議会設置細則

(平成15年10月1日細則第132号)

改正 平成18年4月27日細則第65号 平成19年8月23日細則第92号  
平成21年9月3日細則第58号 平成25年3月28日細則第8号  
平成26年12月25日細則第94号 平成30年3月30日細則第47号  
令和3年6月24日細則第361号

(趣旨)

第1条 人を対象とする研究に関する倫理規程(平成15年規程第128号)第10条第4項に基づき、研究倫理協議会(以下「協議会」という。)の構成その他必要な事項について定める。

(組織)

第2条 協議会は、議長及び協議員16名以内をもって構成する。

(議長)

第3条 議長は、理事(安全管理担当)をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議員がその職務を代行する。

(協議員)

第4条 協議員は次に掲げる者とする。

- (1) 倫理審査委員会等設置細則(平成15年細則第133号)第3条第1項に規定する委員会の各委員のうちから理事長が指名又は委嘱する者 各2名
  - (2) 国立研究開発法人理化学研究所内外の有識者等のうちから、理事長が指名又は委嘱する者
- 2 前項第2号に掲げる協議員の任期は、二事業年度以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、協議員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 議長及び協議員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様である。

(協議員の謝金及び旅費)

第7条 協議会に出席する協議員に対し、謝金及び必要な旅費を支給することができる。

- 2 協議員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金等の支給基準(平成15年細則第69号)に定めるところによる。

(事務)

第8条 協議会の事務は、安全管理部生物安全課が行う。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月27日細則第65号）

この細則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成19年8月23日細則第92号）

この細則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年9月3日細則第58号）

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日細則第8号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日細則第94号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日細則第47号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月24日細則第361号）

この細則は、令和3年6月30日から施行する。